

「みなと塩竈海保カレー」商標使用等に関する規約

(目的)

第1条 この要綱は、「みなと塩竈海保カレー」の商標使用許諾その他使用に関する取り扱いの適正を確保し、みなと塩竈海保カレープロジェクト委員会（以下「委員会」という）及び「みなと塩竈海保カレー事業者の会（以下「事業者の会」という）」、また、商標使用について「委員会」の許可を得た事業者が行う推進事業が円滑に行われることを目的とする。

(商標の管理)

第2条 「みなと塩竈海保カレー」の商標は、塩釜商工会議所を商標管理者（権利者）とする。但し、塩釜商工会議所は商標管理者（権利者）として、本件商標を委員会が行う事業の目的のためにもみ使用しなければならない。

(商標の使用)

第3条 商標を使用できる事業者は、次のとおりとする。

- (1)塩釜商工会議所会員で、「みなと塩竈海保カレー」の調理法を忠実に守る事業者。
 - (2)商標管理者（権利者）である塩釜商工会議所へ商標使用を申請し、「委員会」の許可を得た事業者。
 - (3)「委員会」が設置する「事業者の会」に入会した事業者、または、管理者が認める者。
2. 「委員会」は、本推進事業の趣旨に照らして不相当であると認められるような事情があるときは、商標の使用を許可しない場合がある。

(商標の使用の取り消し)

第4条 「事業者の会」の会員、また、商標使用について「委員会」の許可を得た事業者は、本規約を遵守しなければならない。これに違反した事業者に対して、委員会は商標使用の許可を取り消すことができる。

2. 「事業者の会」を退会（除名を含む）した者は、商標を使用することができない。

(商標の使用料)

第5条 一事業所あたりの商標使用料は、年 12,000 円（税抜）とする。詳しい内容は、別途定める。

附則

1. この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施。
2. この要綱は、令和 2 年 12 月 8 日改定。
3. この要綱は、令和 3 年 12 月 22 日改定。